

## 公益財団法人笹川スポーツ財団 事業運営平衡基金規程

平成23年4月6日

規程 第10号

### (基金の目的と設置)

**第1条** この規程は、公益財団法人笹川スポーツ財団定款第4条第1項第1号から第4号までに掲げる事業の円滑な推進と安定した財団運営を図ることを目的に、収入の一部を調整財源として確保し、その事業の遂行と財団運営にさらなる資金を必要とする場合に備えるため、事業運営平衡基金（以下「基金」という。）を設置することとし、その運営に関する事項については、この規程に定めるところによる。

### (基金への繰入れと上限額)

**第2条** 基金への繰入れは、当該年度の事業計画に基づき、収支予算書に計上された金額によるものとする。

2 基金の限度額は5億円とする。

### (基金の取崩し)

**第3条** 基金の取崩しは、次の各号に該当する場合に行うものとする。

(1) 当該年度の適正な規模の事業を行なおうとする場合、および財団運営を円滑に行なう場合、基金取崩し以外の当該年度の収入では、その資金をまかなうことが困難と認められるとき。

(2) 不時に若しくは一時にさらなる資金を必要とする事業を行なおうとする場合や、資金不足等により安定した財団運営が困難な場合、その所要資金をまかなうとき。

2 基金の取崩しは、当該年度における事業計画に基づき、理事会で3分の2以上の議決により、収支予算書の「事費運営平衡基金取崩」の科目に収入として受け入れて行なうものとする。

### (利息の処理)

**第4条** 基金により生ずる利息は、基金に受け入れないものとする。

### (運用)

**第5条** 基金の運用に関し必要な事項は、理事長が別に定めるところとする。

**附 則** (平成 23 年 4 月 6 日 規程第 10 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 6 日に施行し、公益財団法人笹川スポーツ財団の設立の登記の日(平成 23 年 4 月 1 日)から適用する。